

学校感染症に関する児童クラブの利用制限について

児童が下表の学校感染症と診断された場合には、医師の指示に従い休養させ、許可ができるまでクラブへの登所を控えてください。

児童が登所する際は、下記の証明欄に医師の証明をいただき、登所時に児童クラブへ提出ください。

【学校感染症】

第一種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（SARS）、鳥インフルエンザ（H5N1型）、新型インフルエンザ等感染症、指定感染症、新感染症	治癒するまで
第二種	百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹（はしか）	解熱した後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下線又は舌下腺の膨張が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
	風疹	発疹が消失するまで
	水痘	すべての発疹が痂皮化するまで
	咽頭結膜熱	主要症状が消退した後2日を経過するまで
結核、髄膜炎菌性髄膜炎	症状により医師において感染のおそれがないと認めるまで	
第三種	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、感染性胃腸炎、溶連菌感染症、マイコプラズマ肺炎、その他の感染症	症状により医師において感染のおそれがないと認めるまで

ただし、第二種の感染症（結核及び髄膜炎菌性髄膜炎を除く）にかかった者については、病状により医師において感染のおそれがないと認めたときは、この限りではありません。

※保護者記入欄

クラブ名 _____ 児童クラブ _____ 児童名 _____

※医療機関記入欄

証 明 書

以下の疾病について、すでに感染の恐れはありません。

1 病名 _____

2 登所停止期間 令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日から

令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日まで

3 受診医療機関名 _____